

⑦ クラブ委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑦項のクラブ委員会について定める。

(目的)

第2条 海外では、卓球愛好者がクラブ組織で積極的に活動してその国の強固な基盤を築いる現実と、次代を担う若年層の卓球の普及と指導の一翼をクラブ卓球が担っている国内の現実を認識する中で、本委員会は、全国のクラブ卓球組織の育成・普及と活性化を通して本会会員の一層の増大を目指し、活動を展開する。

(クラブ)

第3条 本委員会が扱う「クラブ」とは、広い意味で卓球愛好者が同胞を募って結成した本会に登録した組織を言う。これには通常の愛好者からなるクラブはもとより企業内クラブ、大学内クラブなどを含めるものとする。なお、各クラブの所属は1都道府県内とする。

(基本活動)

第4条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全日本クラブ選手権大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 2) 全国クラブの実態調査と、全国愛好家への実例紹介、並びに「普及」と「強化」の側面において日本のクラブが今後目指すべきビジョンの提言・推進
- 3) 全国クラブ卓球愛好家への全日本クラブ選手権大会のアピールと本会会員登録推進

(構成)

第5条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1～2名 |
| 3) 委員 | 若干名 |

(委員選出)

第6条 委員長および副委員長は、理事会の推挙により、会長が委嘱する。委員は委員長および副委員長が、全国的バランスを考慮して選出・推薦し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。尚、委員総数は15名以内を原則とする。

(活動)

第7条 本委員会の活動を効果的に遂行するため年1回、全体会議を行い、その他必要に応じて小委員会を行う。

(活動費)

第8条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。